

令和5年度

新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備事業費補助金

(新型コロナウイルス感染症対応分)

Q & A

～はじめに～

○ 補助金には必要な手続きや制限があります

税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

具体例として、経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後であっても検査を実施する必要があるほか、本事業で復旧や取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります。(処分とは、補助金で復旧や取得した施設や設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいいます。)

○ この資料について

この資料では、御質問が多いと思われる内容についてお答えしております。お問い合わせの前に、一度この資料をお読みいただき、それでもなお不明な点がある場合に、個別に担当あてお問い合わせくださいますようお願いいたします。

○ その他の参考情報

厚生労働省のホームページにおいても、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&Aについて」が掲載されていますので、こちらも御参照ください。

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html)

<第2版>

岩手県保健福祉部 医療政策室

1 全般的事項

問1-1 今回の補助金は、いつからいつまでに整備した設備が対象になるのか。

(答) ○ 下表のとおり事業種別ごとに異なります。

事業名	整備の時期
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	令和5年4月1日以降に購入・発注・契約し、令和5年5月7日までに納品・支払されるものが対象
帰国者・接触者外来等設備整備事業	令和5年4月1日以降に購入・発注・契約し、令和5年5月7日までに納品・支払されるものが対象
感染症検査機関等設備整備事業	令和5年4月1日以降に購入・発注・契約し、令和5年5月7日までに納品・支払されるものが対象
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	令和5年4月1日以降に購入・発注・契約し、令和6年3月31日までに納品・支払されるものが対象 ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は「その他の整備費」のうち、「个人防护具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」以外は対象外とする。 また、「个人防护具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	令和5年4月1日以降に購入・発注・契約し、令和5年5月7日までに納品・支払されるものが対象
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業(旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業)	令和5年5月8日以降に購入・発注・契約し、令和6年3月31日までに納品・支払されるものが対象 ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は「その他の整備費設備」のうち、病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる設備及び「个人防护具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」以外は対象外とする。 また、「个人防护具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」の補助対象期間

	<p>は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。</p> <p>※消防機関は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までに生じた个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）の費用とする。</p> <p>ただし、補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。</p>
外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）	<p>令和5年5月8日以降に購入・発注・契約し、令和6年3月31日までに納品・支払されるものが対象</p> <p>ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は「設備費」のうち「个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」以外は対象外とする。</p> <p>また、「个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。</p>
外来対応医療機関確保事業	<p>令和5年3月10日以降に購入・発注・契約し、令和6年3月31日までに納品・支払されるものが対象</p>

※ 上記の期間内であれば、交付決定前に発注・契約したものであっても対象となります。

問1-2 補助を受けるための要件はあるのか。

- (答) ○ 事業ごとに、補助対象事業者（施設）の要件と、補助を受けるにあたっての条件及び事業期間が定められています。
- 詳しくは各事業概要を御覧ください。事業概要は、次の岩手県ホームページに掲載しています。

(URL : <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/seido/1043837.html>)

問1-3 実績額が交付決定額を上回った場合、実績額相当が交付されるのか。

- (答) ○ 原則として、交付決定額を超えて補助金を支出することはできません。(あくまでも交付決定額が支出の上限となります。)
- なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別に御相談ください。

問1-4 支払の方法(振込、現金、自動振替 等)に制限はあるのか。

- (答) ○ 振込による一括での支払が原則ですが、クレジットカード払いや自動振替による支払も可能です。
- 実績報告書を提出いただく際に、納品書や請求・領収書等の提出が必要となりますので御注意ください。

問1-5 本補助金で整備した設備を、他人に貸し出すことは可能か。

- (答) ○ 設備整備費の補助により調達した医療機器等については、原則として、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することはできず、これらの処分を行う場合には、国庫補助であるため厚生労働大臣の承認が必要となります。
- なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。

問1-6 設備の導入を行う際に、補助金の交付申請時に予定していた設備と違う設備を導入することは可能か。

- (答) ○ 交付申請時に導入予定であった設備がやむを得ない事情により導入できなくなったなど、特別の理由がある場合には変更可能です。
- なお、このような場合、まずはリースによる対応を御検討ください。
- 本件に限らず、内容や金額に変更が生じる場合は個別に御相談ください。

問1-7 設備整備について、リース料や工事費、光熱水費は補助対象となるのか。

- (答) ○ リース料も今までに補助実績がない場合は、補助対象となります。令和5年9月30日以前に導入し、今まで補助の対象となっていたものについては、補助対象外となります。
- 設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」や「使用料及び賃借料」に含まれると考えており、補助対象となります。(送料も同様です。)
- 整備した設備に係るものであっても、ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。

**2 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業、帰国者・接触者外来等設備整備事業
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業、外来対応医療機関設備整備事業**

問2-1 機器をリースした場合でも補助を受けられるのか。

- (答) ○ リース料についても、今までに補助実績がない場合は、補助対象になります。令和5年9月30日以前に導入し、今まで補助の対象となっていたものについては、補助対象外となります。

問2-2 既存の機器について、メンテナンス料や交換部品等は対象になるのか。

- (答) ○ ランニングコストは補助対象外です。
○ 設備整備事業はあくまで、機器の導入に係る経費の補助となります。

問2-3 対象経費の「个人防护具」にはどのようなものが含まれるか。

- (答) ○ マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド等が補助対象となります。

問2-4 「个人防护具」の基準額は一人当たりの単価となっているが、どのように積算したらよいか。

- (答) ○ 問2-3でお示ししたとおり、「个人防护具」は様々なものが含まれ、その消費の度合いも異なりますので、これらの数量の組み合わせについては制限を設けず、新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療に携わる医療従事者一人当たり3,600円を上限として補助します。
○ また、あくまでも新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療のために緊急に整備するものが対象となることから、備蓄等を目的とする整備は補助対象外です。
○ なお、人数については、発熱外来の診療・検査体制に携わるスタッフに係るものが補助対象となりますので、この点にもご留意ください。

問2-5 「HEPAフィルター付空気清浄機」について、規格による制限はあるか。

- (答) ○ HEPAフィルター付きの空気清浄機で陰圧対応可能なものに限りです。
○ なお、補助上限額（基準額）は1施設につき905,000円です。

問2-6 「HEPAフィルター付空気清浄機」について、1施設当たり1台を上限として、令和5年9月30日以前に申請をしていた場合に、令和5年10月以降の申請において再度申請することは可能か。

- (答) ○ 令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、申請することが出来ません。

問2-7 「HEPAフィルター付パーティション」について、規格による制限はあるか。

- (答) ○ HEPAフィルター付きのものであれば補助対象となります。
○ なお、補助上限額（基準額）は1台につき205,000円です。

問2-8 「簡易ベッド」について、規格による制限はあるのか。

- (答) ○ 簡易ベッドとしての用途が満たされるものであれば補助対象となります。
- なお、補助上限額（基準額）は1台につき51,400円です。

問2-9 「簡易診療室」、「簡易病室」とはどのようなものか。

- (答) ○ テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置する診療室であって、コロナ患者等に外来診療を行う診療室です。
- 各医療機関の体制にもよりますが、基本的には屋外に設置する設備を想定しており、テント、プレハブの他、コンテナハウス、ユニットハウス、検査車両等も対象となります。緊急的かつ一時的な設置を想定していますので、リースでの対応もご検討ください。（事業期間内に支払ったリース料が対象です。）
- なお、建物の新設工事、増改築工事等は補助対象外ですが、プレハブ等の設置工事費は対象となります。

問2-10 移動式の検査車両は「簡易病室」や「簡易診療室」に含まれるのか。

- (答) ○ 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいうので、この趣旨に合致すれば検査車両も簡易病室に含まれます。
- 緊急・一時的に整備が必要となることが想定されますので、設備の購入ではなく、リースでの対応を御検討ください。

問2-11 「簡易病室」、「簡易診療室」に付帯する備品として、事務用品などの消耗品を申請することは可能か。

- (答) ○ 簡易診療室等に付帯する備品とは、簡易診療室等と一体で整備する備品であるため、消耗品や事務用品、日用品等は補助対象外です。
- なお、簡易診療室等で使用するものが補助対象であり、待合室や受付に使用する備品は補助対象外です。
- また、令和5年度に簡易診療室等を整備・申請することなく、既存の診療室に設置するための備品のみの整備は補助対象外です。
- 付帯備品は、5類相当である感染症の診察を行う上で、真に必要性が認められる場合に補助対象となります。必要性については、申請様式の中でご説明いただく必要があります。

問2-12 従来の医療室内に換気機能付きエアコンを整備する場合は補助対象となるか。

- (答) ○ 従来の医療室内に新たに簡易病室・診療室を設ける際に、当該簡易診療室と一体的に整備するものであれば、簡易診療室に付帯する備品として対象となります。
- なお、付帯する備品のみの整備は補助対象外となります。

問2-13 加温加湿器搭載型フロージェネレーターは、「人工呼吸器及び付帯する備品」として補助対象となるか。

- (答) ○ 補助対象となります。
- ただし、診療に当たっては、厚生労働省が示す最新の「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」をよく参照してください。

問2-14 ネーザルハイフローについて、「人工呼吸器」として補助対象となるか。

- (答) ○ 補助対象となります。
- ただし、診療に当たっては、厚生労働省が示す最新の「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」をよく参照してください。

問2-15 事業で整備した簡易診察室(プレハブ)の撤去費は補助対象となるのか。

- (答) ○ 以下の要件を満たした場合に、補助対象となります。

【撤去費が補助対象として認められる要件】

- ・ 元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備であること。
- ・ 廃棄時には他の医療設備により医療体制が充実していること。
- ・ 購入によらず、リースによる対応であること。または、購入によらざるを得ない事情があること。(購入によらざるを得なかったことについて、正当な理由をご説明いただく必要があります)
- ・ 撤去が事業期間内に行われ、かつ事業期間内に支払いが終了していること。

※ 上記要件を満たしていることを確認するため、別途確認書類を御提出いただく必要があります。

3 感染症検査機関等設備整備事業

問3-1 どのような施設が補助の対象となるのか。

(答) ○ 次の機関が対象となります。

- ① 「地方衛生研究所の機能強化について」(平成9年3月14日厚生省発健政第26号厚生労働事務次官通知)に基づき知事が設置した地方衛生研究所(岩手県環境保健研究センター)
- ② 知事又は県内の保健所設置市の長が無症状濃厚接触者等に係る新型コロナウイルス感染症行政検査業務を委託した検査機関

4 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

問4-1 補助対象となる医療機器等の設置場所は、院内のどこでもよいのか。

(答) ○ 救急・周産期・小児医療を提供する上で、新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療に使用する場所に限り、設置が認められます。

問4-2 救急医療を担う医療機関とは、具体的にはどのような医療機関か。

(答) ○ 次の医療機関が対象となります。

- ① 県が確保した新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関のうち、救急病院等を定める省令(昭和39年2月20日厚生省令第8号)第2条第1項に基づき知事が告示した医療機関
- ② 救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知)に基づく病院群輪番制病院
- ③ 精神科救急医療体制整備事業実施要綱(平成20年5月26日付け障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき知事が指定した病院群輪番型若しくは常時対応型の精神科救急医療施設又は身体合併症救急医療確保事業施設

※ 個人防護具、簡易陰圧装置、簡易ベッド、簡易診療室及び付帯する備品、HEPAフィルター付空気清浄機、HEPAフィルター付パーテーションなど、個別の対象経費については、問2の各項目を御参照ください。

5 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

問5-1 医療機器の付属品は補助対象となるか。

- (答) ○ 機器の動作に必要な不可欠な付属品については補助対象となりますが、補助基準額は本体の数量に含まれます。
- なお、問1-9及び問2-2も御参考ください。

問5-2 パルスオキシメーターを「生体情報モニタ」として申請することは可能か。

- (答) ○ パルスオキシメーターは生体情報モニタに該当しません。

問5-3 「CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）」について、CT撮影装置は購入せず既存のものを使用することとし、画像診断支援プログラムのみ購入する場合は補助対象となるか。

- (答) ○ 対象となります。
- なお、「CT撮影装置等」以外の設備については、ソフトウェア単独での整備は補助対象外となります。

問5-4 可搬式のX線撮影装置は「CT撮影装置等」として補助対象となるか。

- (答) ○ 対象となります。

問5-5 MRI撮影装置は補助対象となるか。

- (答) ○ 本事業は、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的としています。
- MRI撮影装置の用途を考慮すると、新型コロナウイルス感染症の治療に必要な医療設備とは認められないことから、補助対象外となります。

問5-6 「生体情報モニタ」について、送信機のみ購入費は補助対象となるか。

- (答) ○ 生体情報モニタは、基本的にベッドサイドモニタ等を想定しています。
- しかし、送信機を整備することでこれらと同様の効用が認められるのであれば補助対象となり得ます。

問5-7 血液浄化装置について、血液浄化装置のみではなく、透析をはじめ血漿交換、吸着療法などの体外循環治療において使用する装置（例として、透析用水作成装置、血液透過装置、透析装置等）であれば、血液浄化装置1台として補助対象としてよいか。

- (答) ○ 透析用水作成装置や透析液供給装置が、整備する血液浄化装置と一体的に利用することが不可欠である場合には補助対象となります。

- また、血液浄化装置としての機能を有し、利用に不足が生じないものであることが対象要件としての前提となります。

問5-8 気管支鏡について、マイクロ/ファイバースコープ以外の喉頭鏡についても気管支鏡1台として補助対象となるか。

- (答) ○ 喉頭鏡では気管支鏡で行える喀痰吸引などが実施できないため、補助対象外となります。

6 外来対応医療機関確保事業

問6-1 どのような施設が補助対象となるか。

- (答) ○ 令和5年3月10日以降に外来対応医療機関（5/7までは診療検査医療機関）の指定を受けた医療機関が対象です。
- 令和5年3月10日以前に診療検査医療機関の指定を受けている医療機関は対象外です。
- 患者受入の実績は問いません。
- 令和6年3月31日までに外来対応医療機関の対応を継続しないこととなった場合は補助対象外となり、交付決定を取り消します。

問6-2 どのような経費が対象となるか。

- (答) ○ 令和5年3月10日以降に生じた経費であり、具体的な対象経費の例は下記のとおりですが、外来対応医療機関の新設に必要な不可欠な設備が対象となります。

【対象経費の例】

- ・ 患者案内のための看板の設置料
- ・ ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- ・ 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費
- ・ 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費
(※ 外来対応医療機関の対応に必要な不可欠であることについて説明いただく必要があります)
- ・ 非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

問6-3 ペダル式噴霧器等を非接触型サーモグラフィーカメラとして申請することは可能か。

- (答) ○ 非接触型サーモグラフィーカメラの機能がなければ対象外となります。